

市税はスマートフォン決済・口座振替で納付ができます

市税の納付は、金融機関窓口やコンビニでの納付のほかに、外出する手間も省け便利なスマートフォン決済や口座振替による納付も選べます。

①スマートフォン決済
利用可能サービスアプリ

○PayPay請求書支払い
○LINEPay請求書支払い
お手持ちのスマートフォンでバーコードを読み取り、納付することが出来ます。

②口座振替

申込方法 郵送で申し込みができますので、税務課納税係へお問い合わせください。

○納付可能な市税

市・道民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税 ※詳しくは市公式ホームページをご覧ください。

税務課Tel28―8021

公園清掃週間

春の公園清掃に皆さんのご協力をお願いします。

期間 4月12日(月)～5月6日(木)
(日時、場所、時間の指定はありません。都合の良いときに行ってください)

令和3年10月分～令和4年3月分の6か月前納の申込期限は8月末です。

○学生納付特例の申請

保険料の納付が困難な20歳以上の学生の方は「学生納付特例制度」がありますので、ご相談ください。令和3年度分(令和3年4月分～令和4年3月分)の申請は4月から受け付けますので、学生証(写し)または在学証明書を持参のうえ手続きをしてください。

関保険医療課Tel28―8016、砂川年金事務所Tel52―2144

市営墓地の手続きについて

次に該当するときは、市の許可や届け出が必要になります。

- 墓地を新たに使用する
- 墓地使用者の死亡などにより使用者が変更となった
- 墓に焼骨を埋葬する
- 焼骨を別の墓または納骨堂に移す

- 墓碑などを建立、改修する
 - 墓地の使用を止めて返還する
 - 使用者の本籍・住所・氏名が変更となった
- ※詳しくは市公式ホームページ↓
「ライフイベント」死亡↓「墓地の届出について」をご確認ください。

関くらし支援課Tel28―8013

場所 滝川公園、北電公園、滝川東公園、江部乙公園など
作業内容 落ち葉、落ち枝、ごみ拾い

申込方法

会社など団体で参加される方は、事前にご連絡をお願いします。個人で参加される方は申し込み不要です。

その他

ごみ袋については、指定はありませんので各自でご用意ください。集めたごみは、土木課に連絡をいただければ回収します。

関土木課Tel28―8037

住所変更の届け出について

住所が変わったときには住所変更の届け出が必要です。

窓口は、火曜日から木曜日が比較的すいています。なお、住所変更届や住民票、戸籍などを請求する際には窓口に来た方の本人確認を行っていますので、運転免許証、マイナンバー(個人番号)カード、顔写真付きの住基(住民基本台帳)カード、パスポートなど1点、これらを提示できないときは、健康保険証、各種年金証書、会社の社員証など2点をお持ちください。さらに、証明書などの提示があった場合でも、口頭で質問を行い確認する場合があります。また、3月30日(火)から4月2日(金)の期

自転車駐車(輪)場の利用開始

市内の自転車駐車(輪)場の利用開始は、4月下旬を予定しています。利用開始日は、各自自転車駐車(輪)場に掲示します。

利用場所

- ①駅前広場駐輪場
- ②滝川市自転車駐車場
- ③JR駐車場横駐輪場
- ④大町3丁目1番駐輪場
- ⑤大町4丁目1番駐輪場
- ⑥江部乙中央通駐輪場

関くらし支援課Tel28―8012

給与所得や年金所得がある方の市・道民税の申告

給与所得や年金所得がある方は、「市・道民税の申告」をすることにより、市・道民税が減額になる場合があります。

申告を済ませていない方で、所得控除を追加する必要がある方は、市役所で手続きをしてください(税務署で確定申告を済ませた方や給与所得のみで年末調整が済んでいる方は、市役所への申告は必要ありません)。

ご自分の申告が必要かわからない場合や手続き方法など、詳しくはお問い合わせください。

※所得控除Ⅱ社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除ほか

間中、19時まで窓口時間を延長します。

【手続きのしかた】		届け出に必要なもの
区分	届出期間	
転入届	滝川市に引っ越ししてから14日以内	○印鑑(本人が届け出の場合は不要) ○前住所地の転出証明書(マイナンバーカードまたは住基カードを利用する場合は該当カード) ○国民年金手帳(加入者のみ)
転出届	他の市町村へ引っ越す14日前から	○印鑑(本人が届け出の場合は不要) ○国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証、印鑑登録証、子ども医療費受給者証など(いずれも該当者のみ) ※印鑑登録証は転出時のみ必要
転居届	市内で引っ越ししてから14日以内	

※本人または本人と同一世帯以外の方が届出をする場合は委任状が必要です。

※転入・転居届出をされる方で、マイナンバーカードか住基カードをお持ちの場合は、カードに住所などを追記する必要がありますのでご持参ください。

関市民課Tel28―8015

水道の開始・中止は必ず届け出を

水道の使用開始・中止または廃止をするときは、4～5日前

受付場所 税務課市民税係(市役所3階)3番窓口

○マイナンバー制度の導入に伴い、番号確認と身元確認による本人確認が必要になりますので、番号確認書類(マイナンバーカードなど)および身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)をお持ちください。

関税務課Tel28―8019

合流式下水道分流化工事を実施しています

市内(大町、緑町、栄町、本町、花月町、明神町)の一部では、平成19年度より污水管と雨水管を分ける下水道工事を順次実施しています。工事によりご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

今後、該当地区で新築、増改築などにより排水設備工事を行うときは、分流化の基準により設置することが必要となります。

また、単体デイスポザー(台所から出た生ごみを砕いて水と一緒に流しこむ機械)は、下水道と宅地内の排水設備の分流化工事が完了した後に設置することが可能となります。

関土木課Tel28―8035

たきかわクリーンデイ(春)

町内会・事業所・学校などの

までにご連絡ください。無届けで使用をやめた場合は、引き続き料金がかかります。

市内で転居した場合、旧住所と新住所の料金は別々に請求します。

関中空知広域水道企業団Tel53―3831

国民年金保険料について

令和3年度の1か月定額保険料は、16、610円になりました。

前納すると保険料が引ききになります。

現金納付「クレジット納付」

- 6か月前納 810円割引
- 1年前納 3、540円割引
- 2年前納 14、590円割引

口座振替

○早割(当月分を月末に振替)

50円割引

○6か月前納 1、130円割引

○1年前納 4、180円割引

○2年前納 15、850円割引

※クレジット納付、口座振替の場合、6か月前納(令和3年4月分～9月分)、1年および2年前納の受け付けはすでに終了していますが、現金納付については4月中であれば砂川年金事務所国民年金課(Tel28―9002)で手続きが可能ですので、お問い合わせください。

団体が参加し、地域のごみを拾う清掃活動にご協力ください。

なお、マスク着用のうえで、ご参加いただくなど、各自で新型コロナウイルス感染予防に努めてください。

実施期間

4月10日(土)～5月9日(日)

参加方法

くらし支援課(市役所3階)5番窓口または江部乙支所窓口で参加登録を行ってください。団体名、連絡先、参加予定人数が必要です。ごみ袋(ボランティア袋)は必要に応じて登録受け付け時に配布します。集めたごみは分別してボランティア袋に入れ、ごみの種類に応じて決められた収集日(ご家庭の収集日・収集場所)に出してください。

※道路の落ち葉は土木課にお問い合わせください。

関くらし支援課Tel28―8013、江部乙支所Tel75―2131



有料広告

広告

有料広告

広告